

第 1 章

検 査 所 の 概 要

1 名称及び所在地

名 称 岡山県食肉衛生検査所
所 在 地 岡山県津山市国分寺 120 - 1
電 話 0868 - 26 - 0202
F a x 0868 - 26 - 6459

2 沿革

昭和 45 年 4 月 岡山県営食肉地方卸売市場（岡山県営と畜場）内に食肉衛生検査所を、津山市と畜場内に食肉衛生検査所津山駐在所を設置し、従来保健所で行っていたと畜検査業務を集約。

昭和 51 年 8 月 岡山県営食肉地方卸売市場総合庁舎落成に伴い、庁舎 3 階に食肉衛生検査所を移転。

昭和 54 年 1 月 津山市食肉処理センター（旧津山市と畜場）管理棟落成に伴い、棟内 2 階に津山駐在所を移転。

平成 6 年 4 月 岡山市の保健所政令市移行に伴い、岡山市内のと畜検査業務は岡山市へ移行。食肉衛生検査所は、本所を津山駐在所に移転し、古京分庁舎（現備前保健所）内に、南部駐在所を設置。
食鳥処理の事業の許可等に関する業務所管。

平成 7 年 3 月 食肉衛生検査所庁舎を現在地に新築。

平成 11 年 3 月 南部駐在所を廃止し、本所に統合。

平成 13 年 4 月 倉敷市の保健所政令市移行に伴い、倉敷市内のと畜検査業務は倉敷市へ移行。

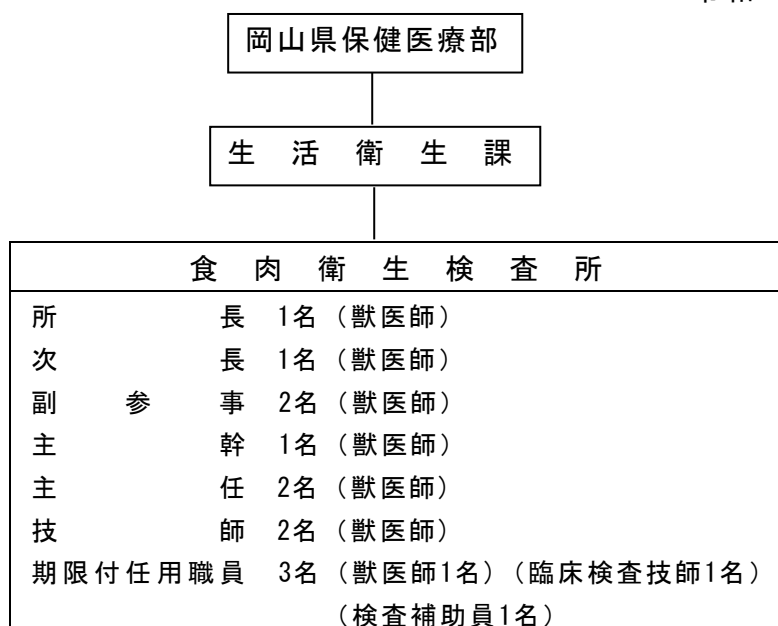
平成 13 年 10 月 全国一斉に BSE 検査開始。

平成 15 年 1 月 事務所内に伝達性海綿状脳症検査室を整備。

令和 3 年 6 月 食品衛生法等の改正に伴い、と畜場及び食鳥処理場の外部検証を開始。

3 組織及び機構

令和 6 年 4 月 1 日現在



県組織における位置づけ

岡山県行政機関条例(昭和 31 年岡山県条例第 36 号)

第 2 条 と畜検査及び食鳥処理の事業の許可等に関する事項を分掌させるため、津山市に岡山県食肉衛生検査所を設置する。

4 業務内容

岡山県行政組織規則(昭和 41 年岡山県規則第 32 号)第 158 条

- (1) と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。
- (3) 食肉衛生に係る調査研究に関すること。
- (4) その他食肉衛生に関すること。

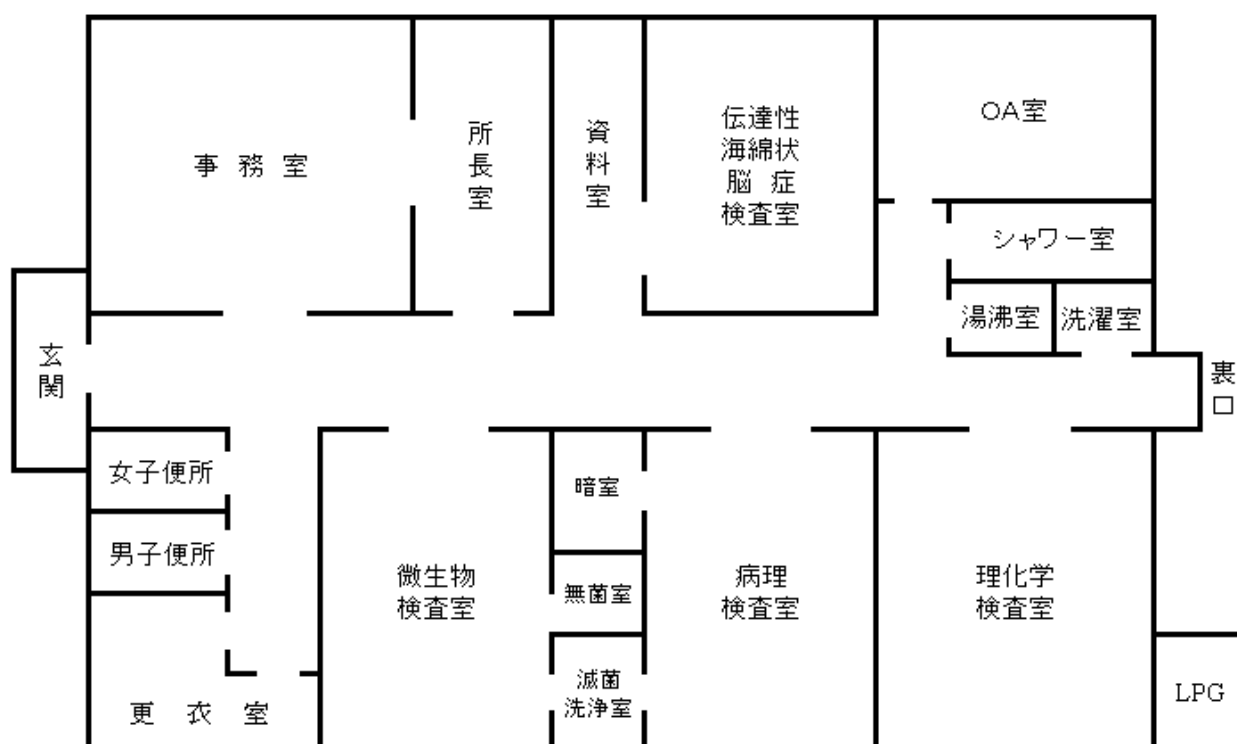
5 所長決裁の範囲

岡山県事務処理規則(昭和 44 年岡山県規則第 55 号)別表第 3

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の施行に関する事務
と畜場及び食鳥処理場に係る業務に限り、
 - ① 報告の徴収、臨検検査又は収去(第 28 条)
 - ② 食品等の廃棄及び危害除去に必要な措置命令(第 59 条)
- (2) と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)の施行に関する事務
 - ① と畜場の構造設備等の変更届に伴う処理(第 4 条)
 - ② 衛生管理責任者又は作業衛生責任者解任の命令(第 8 条、10 条)
 - ③ と畜場以外の場所によるとさつ届の処理等及び取扱方法等の指示(第 13 条)
 - ④ と畜場等における獣畜等の検査(第 14 条)
 - ⑤ 獣畜の疾病等による措置命令等(第 16 条)
 - ⑥ 報告の徴収又は立入検査(第 17 条)
 - ⑦ と畜場の施設の使用制限又は使用停止(第 18 条第 1 項)
 - ⑧ とさつ又は解体の業務停止の命令又は禁止(第 18 条第 2 項)
 - ⑨ と畜場外の獣畜をとさつできる地域の指定及び許可(と畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 4 条)
 - ⑩ と畜場外への持出しの許可(と畜場法施行令第 5 条)
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)(以下「食鳥処理法」という。)の施行に関する事務
 - ① 事業の許可及び食鳥処理場の構造等の変更の許可(第 3 条、第 6 条)
 - ② 地位の承継の届出の受理(第 7 条第 2 項)
 - ③ 事業の許可の取消し、停止命令等(第 8 条、第 9 条)
 - ④ 食鳥処理衛生管理者設置等の届出の受理(第 12 条第 6 項)
 - ⑤ 食鳥処理衛生管理者解任の命令(第 13 条)

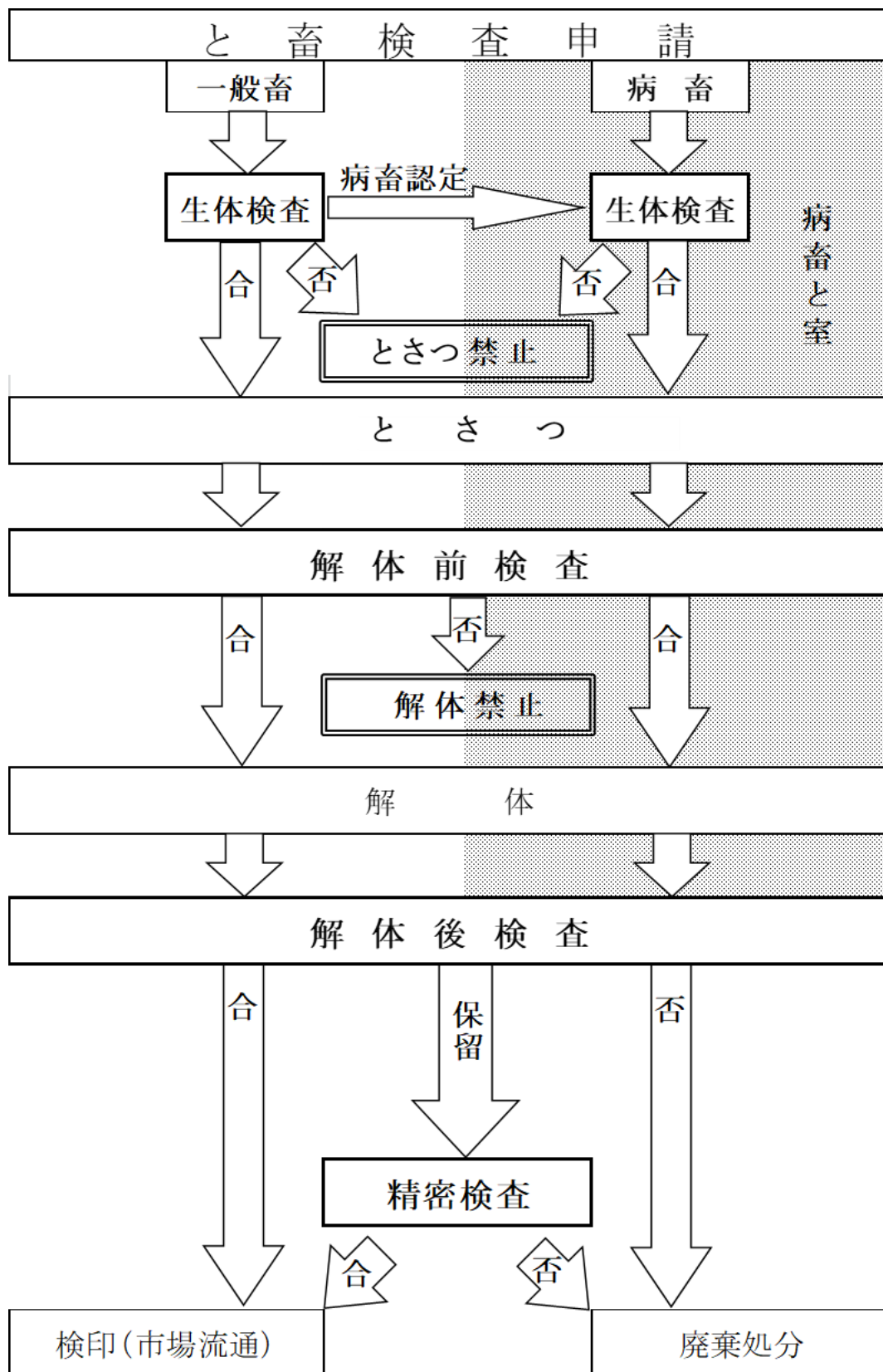
- ⑥休廃止等の届出の受理（第 14 条）
- ⑦小規模食鳥処理業者の確認規程の認定、変更の認定、食鳥処理衛生管理者の解任及び確認の状況の報告の徴収（第 16 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項）
- ⑧収去のための持ち出し（第 17 条）
- ⑨廃棄等の措置（第 20 条）
- ⑩食鳥処理業者等からの報告の徴収、食鳥処理場等への立入検査等（第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項）
- ⑪届出食肉販売業者の届出の受理（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 32 条）

6 平面図



敷地	1,416.00㎡
庁舎	鉄筋コンクリート造り平屋建て 307.25㎡
車庫、倉庫	鉄骨造り平屋建て 63.72㎡

7 と畜検査の流れ



8 所管と畜場及び食鳥処理場の状況

(1) と畜場の状況

令和7年3月31日現在

と畜場番号	2
名 称	津山市食肉処理センター
開 設 者	津山市
経営又は管理者	(一社) 津山食肉処理公社 理事長 桑村 功士
所 在 地	津山市国分寺9-1
許 可 年 月 日	昭和53年12月25日
能 力 規 模	大動物 47頭 小動物 50頭
電 話	0868-26-1097

(2) 食鳥処理場の状況

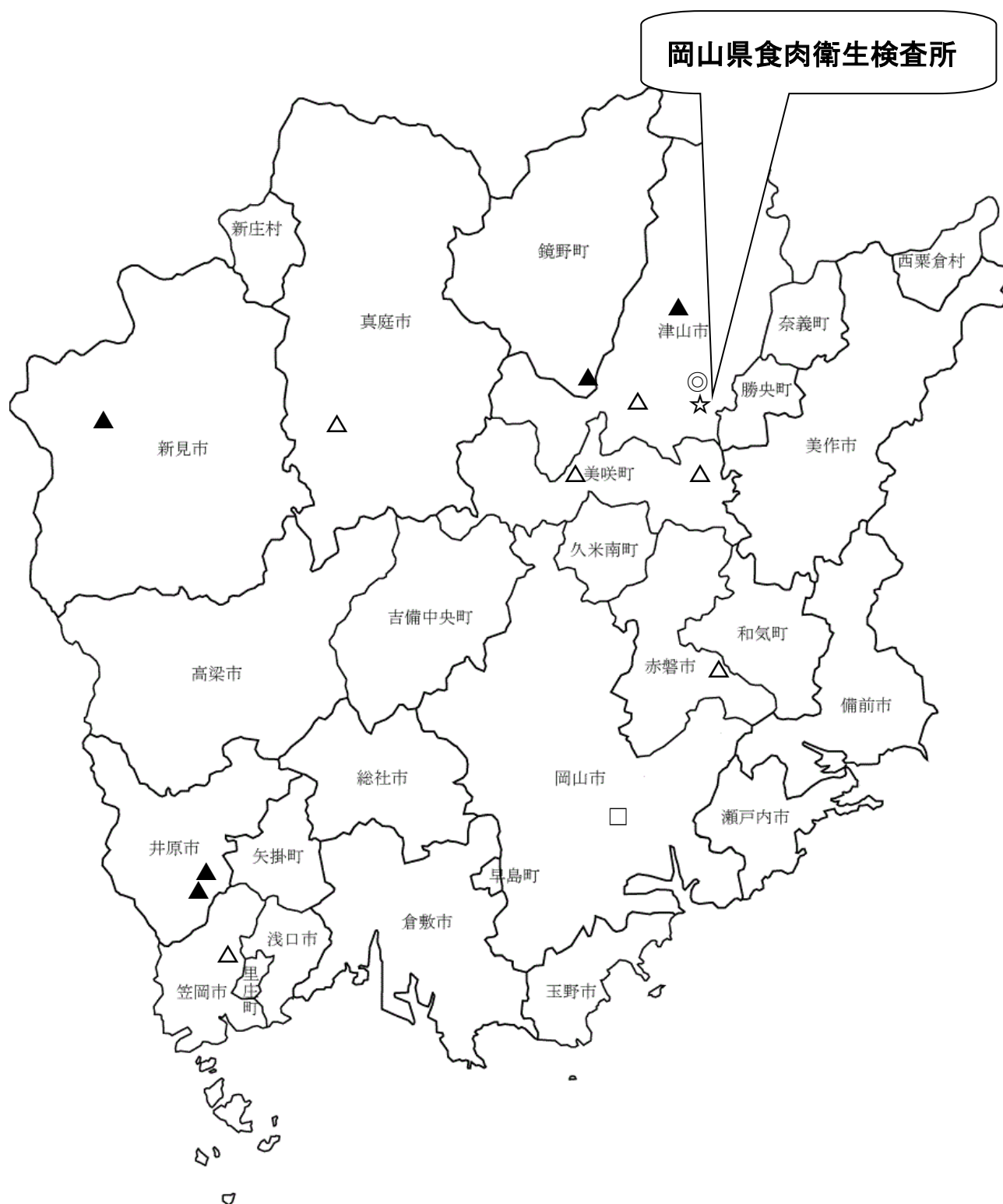
令和7年3月31日現在

番号	管轄 保健 所	業 者 名	所 在 地	開設年	種 類	年間処理 計画羽数
1	備前	末藤 寛之	赤磐市	1992	鶏	20,000
▲ 2	備中	荒川 秀雄	井原市	2016	鶏	1,300,000
▲ 3		(有)力食鳥	井原市	2007	鶏	2,400,000
4		高原 朗	笠岡市	1992	鶏	24,000
▲ 5	備北	(株)ウェルファームフーズ	新見市	2001	鶏	10,000,000
6	真庭	松田 秀夫	真庭市	1992	鶏	15,100
▲ 7	美作	(株)ヤマショウフーズ	津山市	2005	鶏	1,000,000
▲ 8		(株)グリーンポトリ	苫田郡鏡野町	2012	鶏	5,460,000
9		(有)とりせん	久米郡美咲町	1992	鶏あ	300,000
10		(有)吉森商店	津山市	1994	鶏	14,000
11		山城農産(株)	久米郡美咲町	2015	あ	210,000

※ 番号の▲は検査対象施設を、種類の「あ」はあひるを、同「七」は七面鳥をいう。

※ 食鳥検査業務は、指定検査機関に委任している。

9 検査所及びと畜場、食鳥処理場の配置（岡山県管轄分）



※ □岡山県庁 ☆食肉衛生検査所 ◎と畜場 △食鳥処理場 (▲は検査対象施設)